

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月31日
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 助 野 健 児
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第117期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である富士ゼロックス株式会社の海外販売子会社であるFuji Xerox New Zealand Limited（以下「FXNZ」といいます。）において、第120期以前における一部のリース取引に関わる会計処理の妥当性について確認が必要な事実が判明しました。その実態調査のため、平成29年3月22日に社内調査委員会を設置、平成29年4月20日付けで外部有識者による第三者委員会を設置し、客観的かつ徹底した全容解明および再発防止策の検討等に鋭意取り組んできました。

第三者委員会調査報告書により、FXNZ及びFuji Xerox Australia Pty. Ltd.においても、リース取引に関する売上高及び受取債権の不適切な会計処理等があったことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第116期から第120期の有価証券報告書、及び第119期から第121期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、当社において、子会社の管理体制が不十分であったこと、関係会社の財務諸表のモニタリング体制が不十分であったこと、販売プロセスにおけるリスク識別及びその評価に不十分な点があったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われかつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

(1) 改善策

当社の富士ゼロックスに対するガバナンス強化と、富士ゼロックスの業務管理プロセスの強化

(a) 組織体制の見直し

- ・ 富士ゼロックスのコーポレート機能の一部を当社に統合することによる業務管理プロセス強化

(b) 当社から富士ゼロックスへの経営人材の派遣

- ・ 取締役及び経営管理実務責任者の派遣
- ・ グループ内人材交流の一層の拡大

(c) グループ内部統制の強化

- ・ 関係会社の経営管理のガイドライン拡充
- ・ グループ内報告体制の再構築と強化
- ・ コンプライアンス教育の強化・再徹底と人材育成強化

当社のガバナンス体制変更

(a) 社外取締役の増員

- ・ 当社の取締役の人数の内、3分の1を社外取締役とすること
- ・ 弁護士及び会社経営者を社外取締役とすること

事業及びリスク特性に適合した内部統制の再構築

以上